

監査報告書

令和 6 年 5 月 31 日

学校法人 熊本壺溪塾学園
理事長 木庭 順子 殿

監事

岩瀬 弘



監事

藤本 佳日



私監査役は、私立学校法第37条第3項第3号の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人熊本壺溪塾学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査した結果、適法かつ正確であると認める。

又、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人熊本壺溪塾学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以上